

第3章 伊豆小笠原諸島沿岸の海岸保全に関する基本的な事項

3-1 伊豆小笠原諸島沿岸の海岸保全の基本理念と基本方針

3-1-1 基本理念

伊豆小笠原諸島は、台風や冬季の風浪など厳しい自然条件にさらされており、人口・資産の多くが海岸背後の平坦な場所に集中している。

島しょの海岸は、砂浜、磯場などの多様な形態と美しく個性的な自然景観を有し、様々な生物が生息するなど、国内有数の自然が残された貴重な空間となっている。

また、海岸では採貝等の漁業が行われている他、マリンスポーツやレジャー活動、海岸の生態系学習・教育等、多種多様な利用がなされている。

これまでの海岸事業では、背後の集落や公共施設など防護の必要性が認められる区域を海岸保全区域に指定し、海岸保全施設の整備及び管理を行ってきた。また、砂浜など多くの観光客が訪れる海岸では、養浜や潜堤の整備など、環境や景観に配慮した整備も進めてきた。これらにより海岸背後の生活空間の安全性は向上し、海岸は海水浴をはじめとするマリンレジャーなどの場として観光産業にも大きく寄与している。しかし、未だ越波や飛沫の被害を受けている地域、あるいは施設の老朽化や劣化等により施設補修や施設更新を必要とする箇所が存在している。

一方、沖ノ鳥島を国が管理する上での基本理念は、第一に、国民共有の財産である日本の国土および排他的経済水域を次世代に継承することである。あわせて、同島の位置的・立地的特性を最大限活用することにより、日本国はもちろんのこと、環太平洋並びに全地球的な視野のもとで、防災活動・学術研究・海洋資源開発等を推進することにより、国際社会および経済の発展に貢献し、人類の重要課題である地球環境の保全に資するものとする。

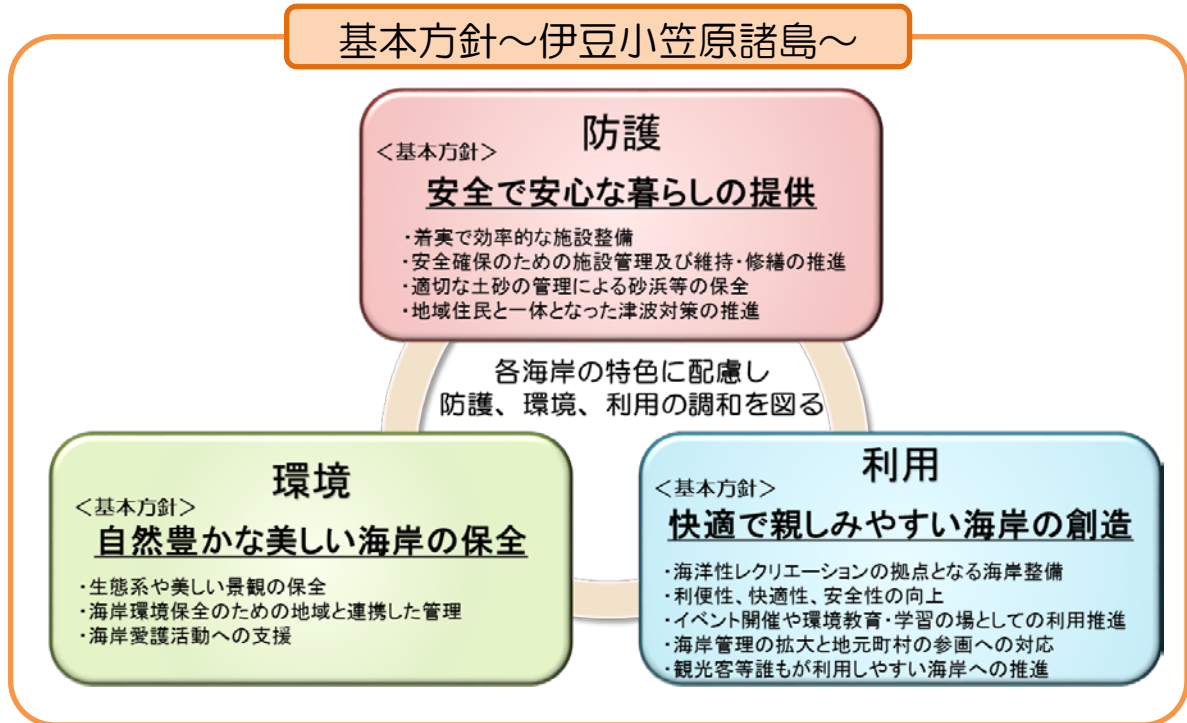
これら、伊豆小笠原諸島沿岸の自然的特性や社会的特性等を踏まえ、国が定めた海岸保全基本方針を念頭におき、「基本理念」を以下に示す。

基本理念

「自然があふれ美しい特色のある海岸」を
保全していくこと

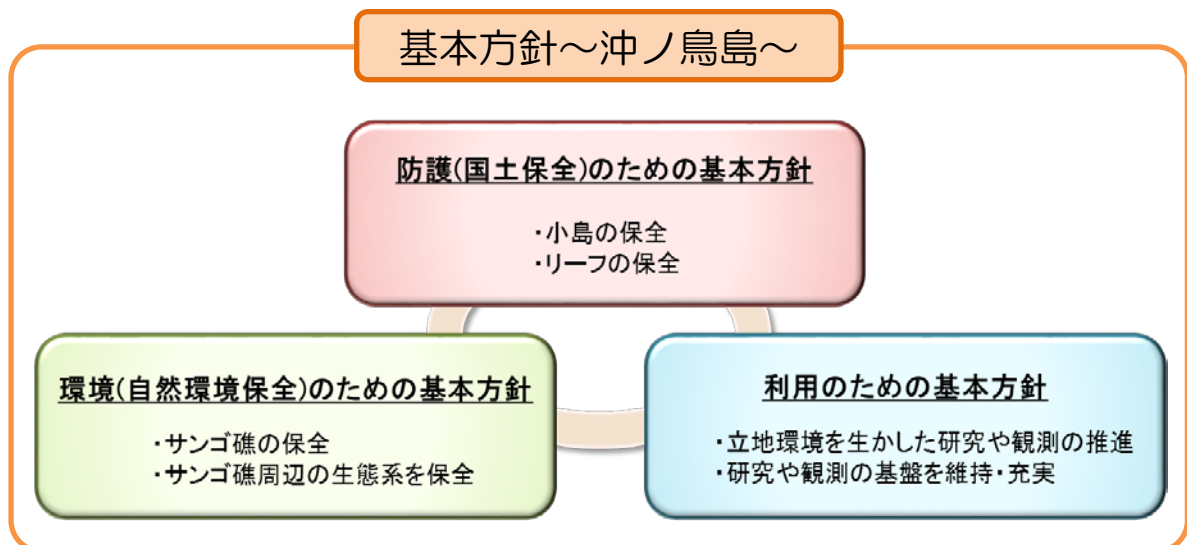
3-1-2 伊豆小笠原諸島の基本方針

伊豆小笠原諸島沿岸の基本理念を実現するための活動方針を「基本方針」と定め、各々の海岸の特色を生かしながら、「防護」、「環境」、「利用」の調和のとれた海岸づくりを推進していく。



3-1-3 沖ノ鳥島の基本方針

沖ノ鳥島は日本国最南端に位置する国土保全上極めて重要な島であることから国が管理しており、また、他の海岸とは利用形態等が異なることから、別途、海岸保全の基本方針を定めるものである。沖ノ鳥島の海岸保全の基本理念を踏まえた、海岸の整備、維持又は修繕に関する基本方針を以下に示す。



3-2 伊豆小笠原諸島の海岸保全の方向性

3-2-1 防護に関する施策

昭和45年の第1次海岸事業実施にあわせ、地元町村から東京都へ所管が移されて以来、東京都は、海岸保全施設の整備を継続して実施し、津波及び高潮・高波による災害対策や侵食対策に成果をあげてきた。

適切な海岸保全施設整備を行うために、海岸域における環境・利用を踏まえた整備計画を示し、津波や高潮・高波及び侵食に対する海岸事業を推進してきた。加えて本計画では、東日本大震災に伴う設計津波の水位の見直しや、海岸保全施設の老朽化に対応した適切な維持修繕等を踏まえ、基本方針に基づいた安全安心な暮らしの提供を目指し、以下の施策を推進する。

(1) 海岸の防護目標

防護目標として、津波や高潮・高波及び侵食に対する防護すべき地域及び防護水準を以下のように設定する。

① 防護すべき地域

防護すべき地域は、津波や高潮・高波及び侵食により海岸背後の家屋や土地に被害の発生が想定される範囲とし、次のとおり設定する。

○津波：過去に発生した浸水の記録や津波浸水予測等に基づいて、数十年～百数十年に一度程度発生する比較的発生頻度の高い津波（L1 津波）に対する影響範囲。

○高潮・高波：過去の台風等に発生した高潮の記録に基づく既往の最高潮位又は適切に推算した潮位に、適切に推算した波浪の影響を加え、これに基づく高潮による浸水範囲及び越波による飛沫の影響が及ぶと想定される影響範囲。

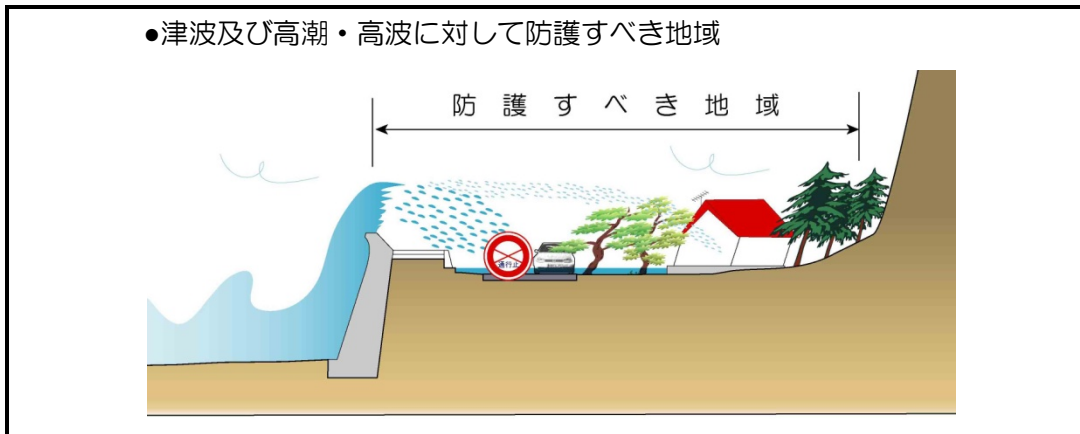


図 3-1 防護すべき地域（津波及び高潮・高波）

- 侵食：現在、侵食の進行している海岸について、現在の侵食速度（過去 10 年程度の平均）で今後 50 年間進むと想定した場合の侵食の影響範囲。

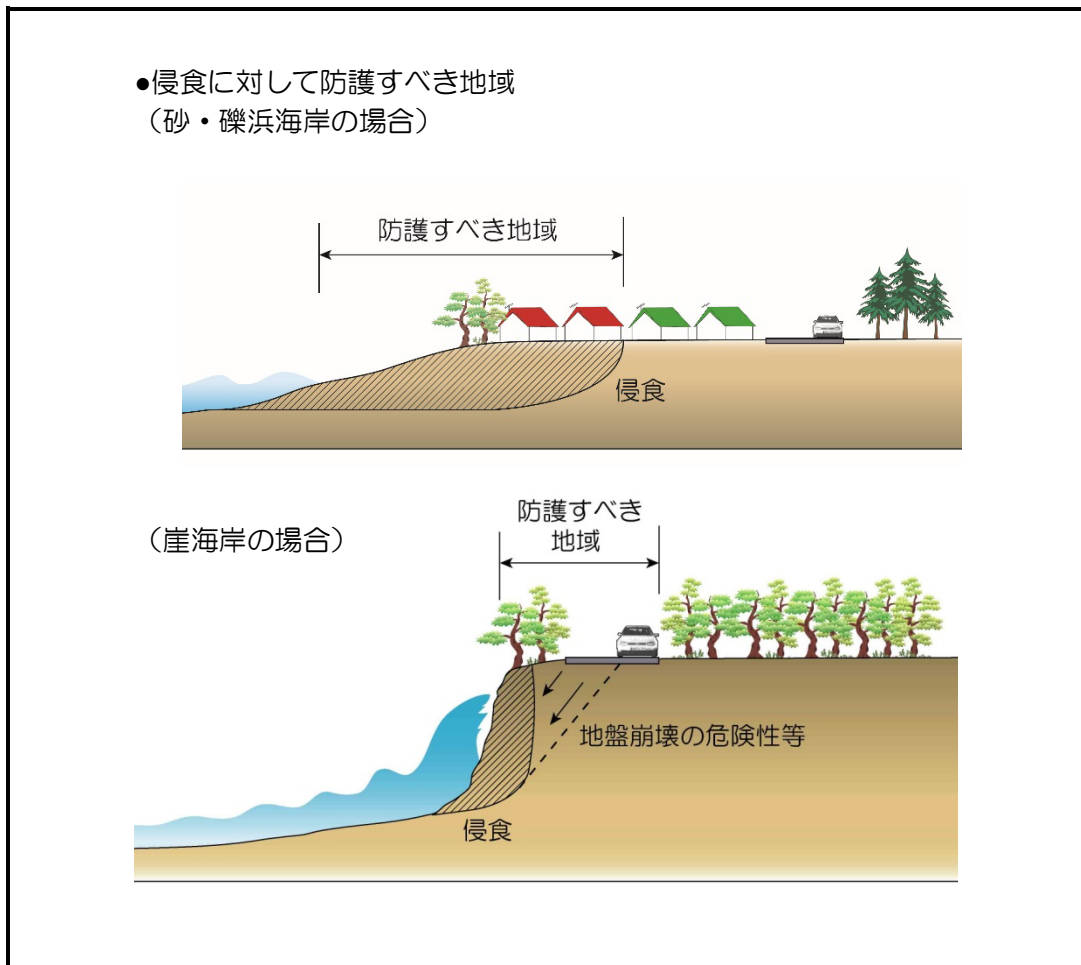


図 3-2 防護すべき地域（侵食）

② 防護水準

- 津波：津波からの防護を対象とする海岸にあっては、過去に発生した浸水の記録や津波浸水予測等に基づいて、数十年から百数十年に一度程度発生する比較的発生頻度の高い津波に対して防護することを目標とする。必要な施設天端高を設定する際の対象津波は、平成 24 年度に実施された「平成 24 年度伊豆小笠原諸島設計津波の水位の設定等に関する検討委員会」で検討された各島に来襲が想定される L1 津波とする。
- 高潮・高波：過去の台風等により発生した高潮の記録に基づく既往の最高潮位又は適切に推算した潮位に、適切に推算した波浪の影響を加え、これらに対して防護することを目標とする。
計画潮位を基準として推算波浪（一般・港湾海岸：50 年確率、漁港海岸：30 年確率）による越波量及び打上げ高さに対して必要な施設天端高を確保する。必要な施設天端高は、背後地の利用状況、既存海岸保全施設の状況を勘案し、安全性が確保できるよう適切に許容値を定め決定する。
- 侵食：原則として侵食海岸に対して現状の汀線を維持することを目標とする。海浜の侵食状況については、汀線測量、海浜勾配、砂の粒径、波浪、沿岸流等を指標とし、海岸の漂砂傾向、汀線の季節変動を考慮して検討する。

＜平成24年度伊豆小笠原諸島設計津波の水位の設定等に関する検討委員会による検討結果＞

(1) 設計津波の水位の設定について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による激甚な津波被害を受け、また、内閣府中央防災会議は、平成23年6月に東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会の中間取りまとめの報告（最終報告は9月）として、「津波対策に当たり『最大クラスの津波』（L2津波）と『発生頻度の高い津波』（L1津波）の2つを想定し対策を講じる」との考え方を示した。国土交通省は「設計津波の水位の設定等について（平成23年7月）」を公表し、東北地方太平洋沖地震に起因する津波災害を踏まえ設計津波の水位設定の考え方を示した。

これらに基づき、都においても以下の考え方をを用いることとする。

① 想定する津波の考え方

【最大クラスの津波（L2津波）】

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波。
→住民の生命を守ることを最優先として、住民避難を中心に、ハード・ソフトの総合的な対策を進める。

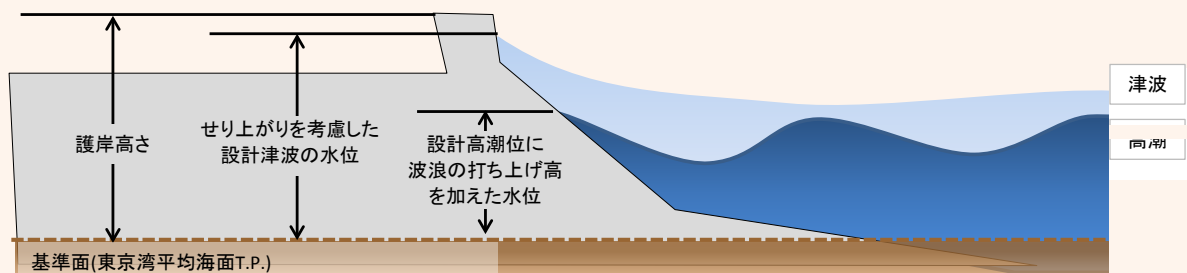
【発生頻度の高い津波（L1津波）】

最大クラスの津波に比べて数十年から百数十年に一度発生する、比較的発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波。
→人命・住民財産を守るため、原則、施設整備により対策を進める。

② 海岸保全施設の天端高の設定

海岸保全施設の天端高は、高潮・波浪に対して必要となる高さとして津波に対して必要となる高さを比較して、高い方の値に設定する。

1) L1津波が高潮・高波より高い場合
⇒津波の高さに設定



2) 高潮・高波がL1津波より高い場合
⇒高潮・高波の高さに設定

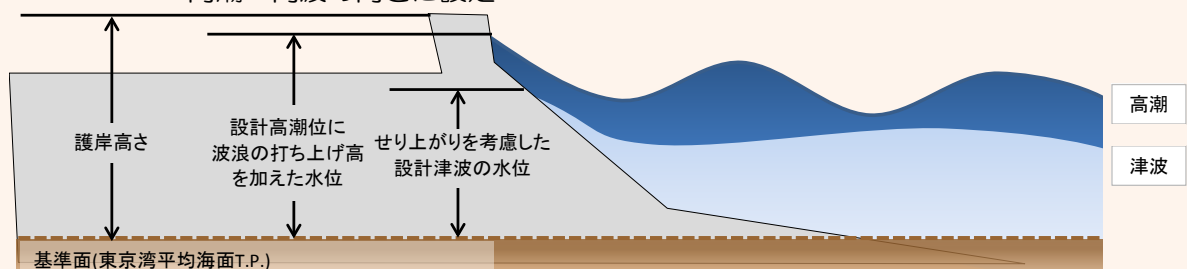


図 3-3 海岸保全施設等の天端高の設定

(2) L1 津波水位と浸水想定箇所

平成 24 年度に検討した発生頻度の高い津波高 (L1 津波) から設定した設計津波の水位、現況の施設天端高を表 3-1 に示す。

表 3-1 設計津波水位と現況天端高の比較結果

島名 (町村名)	地域	海岸等名称	レベル1 津波高* T.P+(m)	設計津波の 水位 T.P+(m)	現況天端高 T.P+(m)	島名 (町村名)	地域	海岸等名称	レベル1 津波高* T.P+(m)	設計津波の 水位 T.P+(m)	現況天端高 T.P+(m)		
大島 (大島町)	①元町・泉浜地域	濃の浜	4.14	4.63	7.10	三宅島 (三宅村)	①阿古漁港地域	阿古漁港	3.07	3.44	8.92		
		野増漁港			阿古漁港岸壁			2.42			2.72		
		元町漁港			阿古			3.43	3.92	8.42			
		泉 浜			伊ヶ谷漁港			6.33	4.92	—			
	岡田漁港	大久保港	3.82	5.39	8.92~9.92								
	②岡田地域	岡田港	3.26	3.28	5.60~7.20		②阿古地域	三池地域	三池港海岸	4.23	4.64	4.42~8.12	
		岡田港岸壁			横まま				7.12				
	③泉津地域	泉 津	1.68	1.80	7.39		③大久保・濃の浜 地域	⑤坪田・ナゴラ 地域	坪田漁港	4.47	4.47	—	
		泉津漁港			ナゴラ				4.12				
	④行者地域	行 者	1.87	2.50	4.60~8.10		④三池地域	御蔵島 (御蔵島村)	①御蔵島地域	御蔵島港	2.64	2.69	8.58
		筆 島			御蔵島港岸壁					3.18			
	⑤波浮・筆島地域	波浮港	2.46	2.83	5.33~9.48		⑤坪田・ナゴラ 地域	御 蔵	垂 戸	御 蔵	6.28	6.02	7.08
トウシキ		御蔵島港岸壁			7.55								
⑥差木地・トウシキ地域	砂 浜	3.56	3.86	7.90~8.94	⑥差木地・トウシキ 地域	神 湊	垂 戸	神 湊	8.76	11.08	10.97		
	差木地漁港			神湊漁港				5.47			5.37	9.05	
利島 (利島村)	①利島・前浜地域	前 浜	4.44	4.66	9.43	八丈島 (八丈町)	②洞輪沢地域	洞輪沢漁港	8.76	11.08	8.05		
		利島港			洞輪沢漁港岸壁			6.02			5.47		
		利島港岸壁			洞輪沢			9.05					
①間々下浦地域	間々下浦	5.58	6.12	7.13	③乙千代ヶ浜地域		④中之郷地域	中之郷漁港	6.74	7.83	—		
	新島港			乙千代ヶ浜							4.57	5.37	9.05
	和田浜			中之郷					6.74	7.83	—		
②新島港海岸地域	新島港岸壁	5.53	5.03	6.03~7.63	⑤八重根・ 横間ヶ浦地域		八重根漁港	5.41	5.81	14.05			
	新島港			八重根港						—			
	新島港岸壁			八重根港岸壁				4.52	9.65				
③若郷地域	若郷	8.22	8.86	—	青ヶ島 (青ヶ島村)		①青ヶ島地域	青ヶ島港	3.77	4.04	22.13		
	羽伏浦			青ヶ島港岸壁				2.23			3.13		
	羽伏浦漁港			大千代ヶ浜			4.93	5.34	—				
④羽伏地域	羽伏浦	4.84	5.03	1.23~7.03	父島 (小笠原村)	①二見地域	二見港	6.76	7.32	—			
	淡井浦			二見漁港			4.90			2.3			
	釜の下			二見港岸壁		5.55	—						
①式根島・釜の下地域	式根島港	3.58	3.63	—	母島 (小笠原村)	①沖港地域	沖港岸壁	5.14	4.90	3.8			
	小浜地域			沖港			5.55			—			
	野伏地域			野伏漁港		4.88	5.03	—					
式根島 (新島村)	野伏漁港岸壁	4.88	4.53	2.03	母島 (小笠原村)	②母島地域	母島漁港	4.99	6.48	—			
	神津島港			神津島港			5.36			5.55	6.53~8.14		
	神津島港岸壁			神津島港岸壁		5.36	4.18	2.93					
神津島 (神津島村)	神津島港海岸地域	6.27	7.03	6.53~8.14	③沢尻・長浜地域	③沢尻・長浜地域	沢尻・長浜	6.63	7.19	5.03~7.73			
	野伏漁港			三浦漁港			—						
	野伏漁港岸壁			多幸浜			4.25			4.61	8.13		
②神津島港海岸地域	神津島港	5.36	5.55	6.53~8.14	④三浦・多港湾地域	④三浦・多港湾地域	三浦漁港	4.25	4.61	8.13			
	神津島港岸壁			多幸浜			—						
	神津島港海岸			多幸浜			—						

※海岸線での津波高

：L1 津波により背後の集落に浸水域の発生する地域海岸

なお、津波高は海岸線における検討結果であるため、設計津波より施設の天端高が低い場合でも、海岸付近の地形等により、背後の集落には津波が到達せず、浸水被害が想定されない地区がある。今後、津波防護に関して施設整備により対策を進める箇所は、背後の集落に浸水が想定される地区を対象とする。

L1 津波により背後の集落に浸水が発生する地域海岸は、2 町 7 村の 47 海岸 14 港のうち 5 箇所が確認された。

表 3-2 L1 津波により背後の集落に浸水域の発生する地域海岸

島名	浸水の発生した箇所	L1 津波高の対象となる地震
新島	若郷海岸	想定東海・東南海・南海
神津島	沢尻・長浜海岸	想定東海・東南海・南海
八丈島	洞輪沢漁港海岸	大正関東
父島	二見港	想定東南海・南海
母島	沖港	想定東南海・南海

(2) 防護目標を達成するための施策

海岸の防護目標を達成するために、以下の施策を推進する。

- 着実で効率的な施設整備
- 安全確保のための施設管理及び維持・修繕の推進
- 適切な土砂の管理による砂浜等の保全
- 地域住民と一体となった津波対策の推進

① 着実で効率的な施設整備

伊豆小笠原諸島の海岸では、厳しい自然条件や施工期間の制約等により、未だ防護を必要とする海岸が存在している。これらの海岸では、津波の越流による浸水被害、背後集落への越波の発生、海浜の侵食やこれに伴う崖地の崩壊などの危険な状態が認められる。

人々の安全を守るため、海岸背後の状況、海岸保全の緊急性、施設整備の効果等を勘案し、優先順位を付けたうえで、海岸保全施設の整備を着実に進め、防護目標の達成を図る。

なお、整備に当たっては、背後地の状況を考慮しつつ、津波、高潮等から海水の浸入又は海水による侵食を防止するとともに、海水が堤防等を越流した場合にも背後地の被害が軽減されるものとする。

また、現地での作業環境に適した工法・材料の選択や島内の資材の有効活用のほか、メンテナンスの容易性を考慮した構造形式の検討など、効率的でかつライフサイクルコストを低減する整備方法を採用していく。

さらに、海岸の防護のみならず景観や利用に配慮するとともに、人工リーフや砂浜、階段護岸など複数の施設を面的な広がりを持って配置し、安全性・耐久性に優れる面的防護方式の導入も検討する。

② 安全確保のための施設管理及び維持修繕の推進

既に海岸保全施設が整備されている海岸では、築後の経年変化による老朽化や厳しい風浪条件等による風化の進行、礫移動による損傷、離岸堤の沈下等が生じている。

危険箇所の早期発見のため、地元町村や利用者と協力して情報提供の仕組みを強化するとともに、既存施設の変状や劣化に対する施設点検マニュアルの策定や日常的な巡視及び点検・調査を行い、長寿命化計画を作成するなど予防保全の考えに基づいた計画的かつ効果的な維持又は修繕を推進していく。

危険箇所が発見された場合には、危険情報等の迅速な周知を図るとともに、必要に応じて危険箇所への立入禁止等の措置を行うなど、事故等の発生を未然に防止できる維持管理体制を確立する。

海岸保全施設の補修に当たっては、必要に応じて施設の更新も含め、経済性に優れた対策工法を比較検討し、適切な補修を行う。

また、伊豆小笠原諸島では定点での長期的な波浪観測がほとんど行われていないため、今後は、関連機関と連携しながら、波浪・潮位データ等の継続的な観測体制を確立し、施設整備や安全管理に活用していく。

＜国及び東京都における維持又は修繕に関する状況＞

平成 26 年 12 月に改正された海岸法施行令において、海岸保全基本計画に「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」を定めることが明確化され、あわせて海岸法施行規則において海岸保全施設の維持及び修繕を計画的に実施することが規定された。これらの改正に合わせ、国は平成 27 年 2 月に基本方針を変更した。

(1) 海岸基本方針における維持又は修繕に関する記載内容

平成 27 年 2 月に変更された「海岸保全基本方針」では、海岸保全施設の維持・修繕について以下の内容が示され、海岸保全施設維持管理マニュアル（H26.3）に基づく維持・修繕を実施することが義務付けられた。

- 既存の海岸保全施設の老朽化が進行する中、費用の軽減や平準化を図りつつ、所要の機能を確保。
- 海岸保全施設の構造、修繕の状況、気象・海象の状況等を勘察して、適切な時期に巡視又は点検を実施。
- 長寿命化計画を作成するなど予防保全の考え方に基づいた計画的かつ効果的な維持又は修繕を推進。
- 海岸保全施設の新設又は改良に関する記録だけでなく、点検又は修繕に関する記録の作成及び保存を適切に実施。

海岸保全施設維持管理マニュアル（H26.3）に基づく維持・修繕を実施

図 3-4 「海岸保全基本方針」に示された施設の維持・修繕に関する記載内容

(2) 東京都における長寿命化計画に伴う維持・修繕の実施状況（伊豆小笠原諸島）

適正な施設の維持・修繕を行うために、各保全施設の点検や健全度評価を行い、これに基づいた施設の長寿命化計画を作成し、修繕が必要な施設に対して修繕を実施する（図 3-5 参照）。伊豆小笠原諸島沿岸の海岸保全施設に対しては、平成 26 年度～28 年度に各施設の長寿命化計画の作成を進めており、今後、この計画に基づく維持・修繕を進めていく。

伊豆小笠原諸島沿岸では、海岸保全施設維持管理マニュアル～堤防・護岸・胸壁の点検・評価及び長寿命化計画の立案～（平成 26 年 3 月、国土交通省水管理・国土保全局海岸室他）に準じて、各海岸施設の点検を行い、対策が必要な施設、重点的に監視が必要な施設を確認した。

この結果に基づき、順次修繕を実施している。

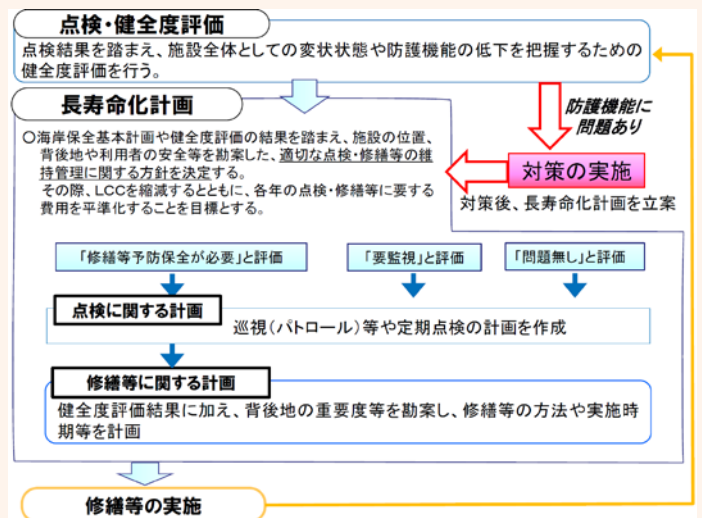


図 3-5 維持・修繕の流れ

③ 適切な土砂の管理による砂浜等の保全

砂浜は、それ自体が波浪のエネルギーを減衰させる機能を持っており、人と海とのふれあいの場としても重要な役割を果たしている。しかし、伊豆小笠原諸島では砂浜を有する海岸が少なく、厳しい波浪条件や海域への施設設置の影響に伴う流況の変化等による侵食を受け、さらに砂浜は減少している。

今後は、港湾・漁港整備に伴う浚渫土砂や島しょで発生する砂材を、砂浜の侵食箇所への養浜材として有効に活用するなど、事業者間の連携を図り、広域的な視点にたった総合的な土砂管理を行い、貴重な砂浜の維持・回復を図っていく。

砂浜については、砂の移動に関する事前調査や情報収集を十分に行い、メカニズムの把握に努め、効率的に海浜の安定化が図れる工法の検討を行う。また、玉石浜についても砂浜と同様に維持・回復を図っていく。

④ 地域住民と一体となった津波対策の推進

伊豆諸島及び小笠原諸島は、有人島すべてが「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定され、また、伊豆諸島の有人島すべてが「南海トラフ地震津波対策特別強化地域」に指定されており、地震による津波への対応が緊急の課題となっている。津波対策については、施設の整備によるハード面の対策だけでなく、適切な避難のための迅速な情報伝達等ソフト面の対策もあわせて講ずるものとする。特に、危機管理の観点から、地域と協力した防災体制の整備や避難地の確保、さらに、土地利用の調整等のソフト面の対策も組み合わせた総合的な対策を行うよう努める。特に、急峻な地形や崖地が多い島しょでは、背後の安全な高所への適切な避難・誘導が重要となる。

このため、対象とする津波の予測結果等に基づく海岸保全施設の適切な整備に加え、地元町村と連携して、ハザードマップの作成・周知や監視カメラ、主要場所での避難場所・避難路の案内板や標高標示板の設置などを進めていく。さらに、災害時における迅速な情報伝達や避難を確実にするため、防災訓練を実施するなど、地元町村や地域住民と一体となった防災活動体制を確立していく。

3-2-2 環境に関する施策

環境意識の高まりや心の豊かさが求められている今日、防護機能の確保・向上とあわせて、自然環境や景観の保全に対する住民の意識や関心は益々高まってきている。

伊豆小笠原諸島の海岸は、多様な生物が生息・生育する貴重な空間であり、また、日本の渚・百選に選出された筆島海岸や新東京百景の羽伏浦海岸など、自然景観の優れた海岸が多く存在しており、基本方針に基づきこれら自然豊かな美しい海岸環境を保全し、次世代へ継承していくことを目指し、以下の施策を推進する。

- 生態系や美しい景観の保全
- 海岸環境保全のための地域と連携した管理
- 海岸愛護活動への支援

① 生態系や美しい景観の保全

海岸保全施設の整備によって、例えば人工リーフ内へのイセエビ等の生息が確認されるなどの効果が見られる一方で、土砂の堆積により生物の生育環境を損なう等の影響が見られる。離岸堤等の設置により良好な景観を損なう等の影響も見られる。

海岸保全施設の整備に当たっては、藻類の生育しやすいブロックやイセエビ等の生息しやすい施設などの生態系に配慮した環境共生型施設の採用を推進する。また、磯場や海浜の回復、海水の滞留に伴う水質悪化の防止、海岸植生へ影響を与えない施工方法の選択等、海岸の環境保全に配慮する。

あわせて、周辺環境と調和した自然石等の採用、防風林を兼ねた海岸の緑化など、各島の特色ある景観の保全や新たな自然景観の形成に配慮する。必要に応じて、遊歩道や親水護岸等の整備による海岸と人とのふれあいの場の形成を図っていく。

また、地元関係者の協力を得ながら、生物と施設整備に係わるデータ等の観測・収集・蓄積に努め、生態系の保全や環境共生型の施設整備に反映させる。

② 海岸環境保全のための地域と連携した管理

海岸への車の乗り入れによりウミガメの産卵が阻害された事例や座礁船による海岸汚染の事例のほか、船舶から投棄される油や投棄ゴミ・流木等が海岸へ漂着するなど、海岸環境を悪化させ、また海岸での漁業活動等へ影響を与える事故等が発生している。

海岸の良好な自然環境を維持するためには、適切に海岸を管理していくことが重要であり、今後は、海岸の特性を考慮しつつ、必要に応じて区域や時期を限定した、立入禁止等の対策を講ずる。

船舶の放置や油濁事故等による、海岸環境の悪化を防止するためには、大島町での座礁船事故に際して設置された事故連絡会議の実績等を踏まえ、関係機関や地元町村、漁業関係組織、住民も含めた迅速に対応できる管理体制を確立していく。

漂着ゴミによる海岸環境の悪化に対しては、関係主体間の役割分担と相互協力による、発生抑制・回収・処理による海岸漂着物対策の推進が重要である。海岸におけるゴミ対策や清掃等による海岸美化、希少な動植物の保護について、地域住民やボランティア等の協力を得ながら進めるとともに、参加しやすい仕組みづくりに努める。また、無秩序な利用やゴミの投棄等により海岸環境の悪化が進まないよう、必要な情報の提供など、モラルの向上を図るための啓発活動の充実に努めていく。

なお、海岸漂着物対策として海岸漂着物対策推進計画（伊豆諸島、小笠原諸島）に基づき、海岸管理者等として必要な措置を講じるとともに、関係町村との役割分担のもと適正な海岸環境の保全に努め、良好な海浜景観の維持を図っていく。

③ 海岸愛護活動への支援

海岸環境の保全には、人々が海や海岸を知り、その大切さを認識することが必要である。現在もNPO（特定非営利活動法人）等による環境保護・研究・啓発活動や島の観光協会や小中学校の児童・生徒等による海岸美化のための清掃活動が行われているものの、未だ一部の海岸にすぎない。

これら海岸の自然環境を観察・体験・学習するなどの愛護活動を実践していく人材の育成については、地域住民やNPOと地元町村が連携するなどの取組が求められている。海岸管

理者は、各島の海岸の環境や保護活動の情報等の公開・共有化を促進し、海岸環境に関する認識を高めていくとともに、このような仕組みづくりや愛護活動を支援する。その一環として、海岸保全に資する清掃や植栽、希少な動植物の保護、防災・環境教育等の様々な活動を自発的に行い、海岸管理を適正かつ確実に行うことができると認められる法人・団体との協働及び海岸協力団体への指定により、地域との連携強化を図り、地域の実情に応じた海岸管理の充実を図っていく。

3-2-3 利用に関する施策

伊豆小笠原諸島の海岸は、人々の生活、憩いの場として、また、重要な観光資源としてなど様々な利用がなされている。今後も、海岸への多様なニーズに対応して、各海岸の特性に応じた個性の発揮や利便性、快適性、安全性の向上、さらには適正な利用を図り、さらなる利用を促進していくことが必要である。

基本方針に基づき、快適で親しみやすい海岸を創造することを目指し、以下の施策を推進する。

- 海洋性レクリエーションの拠点となる海岸整備
- 利便性、快適性、安全性の向上
- イベント開催や環境教育・学習の場としての利用推進
- 海岸管理の拡大と地元町村の参画への対応
- 観光客等誰もが利用しやすい海岸への推進

① 海洋性レクリエーションの拠点となる海岸整備

伊豆小笠原諸島では、観光が重要な産業の一つとなっており、魅力ある海岸の整備を進める必要がある。

海岸の整備に当たっては、各海岸の特性に応じて、多様化する余暇活動や利用者ニーズに対応していく。特に、港や集落からの交通アクセスに優れ、高い集客性が見込まれる海岸では、人工海浜、海浜公園等の海洋性レクリエーションの拠点となる施設の整備を推進するとともに、海岸の多様な利用を促進する親水護岸や遊歩道などを整備し、親しまれる海岸づくりを進めていく。

その他の海岸では、海水浴やダイビングとして利用する海岸については静穏域の確保、サーフィンに利用する海岸については施設配置の工夫、ビーチバレーに利用する海岸についてはスペースの確保など、利用に応じた海岸づくりを進めていく。

さらに、海岸の利用を促進していくため、地元町村と協力し、利用者へ海浜の形状や利用時の安全性等の海岸に関する情報の提供、来島者の意見、要望等の収集等、海岸利用に関する情報の受発信機能の強化を推進・支援する。

② 利便性、快適性、安全性の向上

駐車場、休憩所、トイレ等の利便施設は、海岸に隣接して整備されている所があるものの、地元町村からの利便施設整備に対する要請が多い。また、一部の海岸については、遊歩道へのアクセスや遊歩道の連続性、海浜部へのアプローチなどが十分には確保されていない。

海岸の利用形態を把握し、その特性に応じて優先度を定め、地元町村と整備、管理等の役

割分担を定めながら、海岸の快適性、利便性の向上を図っていく。

あわせて、利用者の安全で容易な海岸へのアクセスを確保するため、関係者との調整を図りながら、わかりやすい案内板の設置や遊歩道の整備を促進するとともに、緩傾斜護岸や階段、斜路などを整備する。

③ イベント開催や環境教育・学習の場としての利用推進

伊豆小笠原諸島の海岸では、伝統的な祭りや盆踊り、花火大会、トライアスロンやサーフィン大会など、各種イベントが開催されているが、その利用は夏季に集中している。また、豊かな生態系が存在することから、実体験を通じた教育・学習の場としての高いポテンシャルを有しているものの、現状では、父島での環境教育や学習の場としての海岸利用以外にはあまり活用されていない。

年間を通しての海岸利用を図るため、様々なイベントの開催を支援する。また、野外教育・社会教育等の他機関の施策や、陸域における教育・学習施設との連携を促進しつつ、磯場や岩礁を生かした環境教育・学習の場としての利用について支援する。

④ 海岸管理の拡大と地元町村の参画への対応

これまで海岸管理者による海岸の管理は海岸保全区域のみであったが、平成11年の海岸法の改正により、一般公共海岸区域の管理を行うことが明文化され、管理の対象となる海岸延長が飛躍的に増加することとなった。また、海岸保全区域や一般公共海岸区域において、占用や行為の許可等、日常的な管理について町村が管理事務を実施できることとなった。

このため、海岸の利用実態に合わせた管理方針を定めるとともに、海岸管理に関して町村長から協議があった場合には、移管について積極的に対応し、地域の実情に即したきめ細かい管理を進めていく。

一般公共海岸区域には、磯釣りなどが行われている岩礁島や無人島なども含まれ、海岸管理者のみでは管理が行き届かないことが危惧される。

適正な海岸利用を促進していくためには、海岸の秩序ある利用を図ることが必要であり、海岸管理者は、地元町村等と連携して、利用者間の利用調整のルールづくりや周知に加え、利用者のマナー向上に向けた啓発活動に取り組んでいく。

さらに、迅速な情報伝達や危険箇所等の周知、利用者への注意喚起など海岸利用者の安全の確保に努める。

⑤ 観光客等誰もが利用しやすい海岸への推進

伊豆小笠原諸島は、豊かな自然に囲まれた個性あふれる地域資源を活用した観光振興を推進しており、誰もが利用しやすい、親しまれる海岸の整備を進めていく。

海岸を整備する際には、高齢者や障害者を含む、多くの人が海辺に近づき、身近に自然と触れ合えるようにするため、海辺へのアクセスを確保し、施設のバリアフリー化に努めていく。

また、近年、国内外の旅行客が増加し、海岸の利用方法等に関する周知が不足していることから、海岸や海水浴場等に看板等を設置し、海岸利用者の利便性を図ることとし、町村や民間事業者による多言語対応等、ユニバーサルデザイン導入の取組を支援する。

3-3 沖ノ鳥島の海岸保全の方向性

3-3-1 防護に関する施策

沖ノ鳥島は、我が国の国土面積（約 38 万 km²）を上回る約 40 万 km² の排他的経済水域を有する国土保全上極めて重要な島であることから、国による海岸管理が行われている。

沖ノ鳥島の海岸保全の基本方針を踏まえ、海岸の防護目標及びこれを達成するための施策を示す。

(1) 海岸の防護目標

① 防護すべき地域

北小島・東小島を含む島全体の区域（海岸保全区域）とする。

② 防護水準

2 つの小島の応急的な保全を実施したが、今後、小島の恒久的な保全を行うとともに、島全体の保全を図ることを目標とする。

(2) 防護目標を達成するための施策

沖ノ鳥島は、波浪や地盤等の基礎的な情報の蓄積が十分ではない状況で、応急的に現在の海岸保全施設が整備された。今後、より信頼性の高い防護対策を実施していくためには、リーフ内の水理現象、サンゴ砂の移動機構、島全体の侵食実態等を解明し、適切かつ効果的な対策を行っていくことが必要である。

気象・海象条件が極めて厳しい沖ノ鳥島については、小島の円形護岸、観測所基盤等海岸保全施設の維持管理・補修及び調査・監視を行う。あわせて、小島の恒久的な保全対策及び島全体の保全のために必要な調査を行い、防護を図っていく。

3-3-2 環境に関する施策

沖ノ鳥島のリーフ内では、近年西太平洋各地で見られているサンゴ礁の白化現象に誘因すると思われるサンゴ礁の衰退が見られる。今後、サンゴ礁を基盤として形成された、美しく豊かな自然環境及び生物の生息環境を良好に保全創出する必要がある。

沖ノ鳥島を形成するサンゴ礁の維持・回復技術の調査・研究を推進し、サンゴ礁を保全するとともに、これを取り巻く生態系を保全することにより、リーフによる防護機能の確保を図っていく。

3-3-3 利用に関する施策

沖ノ鳥島では特殊な海洋環境を活用した新素材の試験や自然環境保全のための調査・研究が進められており、気候、海象、位置等の沖ノ鳥島特有の立地特性を生かした調査・研究の場としての利活用を促進する必要がある。

地球環境の面からも、特色のある地域に位置し、沖ノ鳥島に観測地点を設けることが、地球全体からみて空白部分のない観測網を形成するために必要である。

沖ノ鳥島における特殊な海洋環境などを生かした地球環境監視のための調査・観測、海洋資源や新材料の調査研究・開発の場としての継続的な活用を図っていく。その際、観測所基盤等における施設の充実を図るとともに、関係機関との協力体制を構築する。